

第4編 障がい児福祉計画

第1章 基本目標

障がい児福祉計画においては、障がい者基本計画の基本理念や基本方針との調和に配慮しつつ、以下の3つの基本目標を掲げ、その実現をめざします。

第1節 専門性の高い療育の促進，支援体制の整備

子どもの障がいや発達支援の必要性について保護者の「気づき」の段階から、専門的な支援へつながるよう、保健，医療，保育，教育など関係機関の連携により、一人ひとりの子どもに応じた専門性の高い療育を促進します。

学校教育及び卒業後を見据えた就労関係機関や障がい福祉サービス事業所との連携を強化し、障がい児とその保護者に対する支援体制の構築を図ります。

さらに、重度の身体障がい及び重度の知的障がいがある「重症心身障がい児」や、酸素吸入やたん吸引，胃ろうによる栄養の注入などの医療的ケアを必要とする「医療的ケア児」など，重度の障がいのある児童が地域で健やかに成長できるよう，医療機関からの退院促進や早期療育を促進します。。

第2節 家族支援の強化と地域社会への参加，包容の推進

障がい児及び保護者が家庭や地域で安心して生活を送ることができるよう，情報提供及び相談支援の充実，保護者の介護負担の軽減を通して家族支援の強化を図ります。

また，障がい児が保育所等訪問支援をはじめとする障がい児支援を利用しながら，地域の保育や教育を受けることができ，障がいの有無にかかわらず共に成長できるよう，地域社会への参加や包容を推進します。

第2章 成果目標

第1期障がい児計画の計画終了年度である平成32年度にむけて、以下の成果目標を掲げその達成にむけた施策を推進します。

第1節 児童発達支援センターの設置

「児童発達支援センター」は、障がい児が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応できるように支援する施設であり、あわせて地域の障がい児やその家族への相談及び、障がい児を預かる施設への援助・助言などを行う障がい児支援の拠点施設です。

国は、平成32年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置すること、市町村単独での確保が困難な場合には圏域で確保することを目標に掲げています。

平成29年度時点で町内にはありませんが、障がい児支援の中核となる「児童発達支援センター」について平成32年度末までに圏域内で1か所設置を目標とし、重層的な支援体制の整備に取り組みます。

第2節 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

「保育所等訪問支援」は、障がい児が利用している保育所（園）、幼稚園、学校などへ療育支援者が訪問し、障がい特性に応じた環境調整や関わり方、集団へのはたらきかけなど集団生活適応のための専門的支援を行う事業です。

国は、平成32年度末までに各市町村で提供体制を構築することを目標に掲げています。

町内には、平成29年度時点で実施事業所はありませんが、「保育所等訪問支援」の実施は、障がい児が一般の子ども施策や教育の中で安心して過ごすことにより、障がいのある子もない子も地域で共に育つことにつながるため、関係機関との連携を支援し、既存事業所の定員増加や新規事業所の参入促進に努めます。

第3節 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保

「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所」について、国は、平成32年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上確保すること、市町村単独での確保が困難な場合には圏域で確保することを目標に掲げています。

重症心身障がい児への支援は専門性を必要とし、町内では具体的な想定がないことから、町単独設置は本計画では見込まないものとしませんが、利用対象者がいる場合に備え、

サービスが提供できる体制が構築できるよう、県や圏域で連携して既存事業所の定員増加や新規事業所の参入促進をめざします。

第4節 医療的ケア児支援の協議の場の設置

医療的ケア児については、出生体重1,000g未満の超低出生体重児や先天性疾患のある場合、NICU（新生児集中治療室）などで医療が提供されますが、医療機関からの退院には保護者の負担軽減及び後方支援を担う地域医療の課題があり、地域生活を見据えた関係機関による協議が必要となります。

国は、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村に設置することを目標に掲げています。

本町では、保護者の不安を軽減し身近な地域で必要な支援が受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための「医療的ケア児支援の協議の場」の設置について、平成30年度を目標とし、関係機関との連携を強化していきます。

第3章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策

第1節 障がい児福祉サービスについて

障がい児が健やかに成長できるよう、障害者総合支援法・児童福祉法に基づきサービスを提供します。

ただし、障害者総合支援法によるサービスについては、第3編「障がい福祉計画」に障がい児分を含んでいること、障がい児入所支援については、県事業であることから、第1期障がい児計画では、障がい児通所支援及び障がい児相談支援に関する見込みと提供体制の確保について定めます。

第2節 サービスごとの事業量見込みと提供体制の確保策

1 児童発達支援事業

〔サービス内容〕

児童発達支援事業は、「療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要がある未就学の児童」を対象に、「日常生活における基本的な動作の習得や集団生活に適應することができるよう、療育目標を設定した個別プログラムのもとに、指導員等が個別指導を一

定時間以上行うとともに、集団療育を行うサービス」です。

医療型児童発達支援事業は、看護師や理学療法士または作業療法士を配置し、医療的ニーズへの対応を強化した事業です。

〔事業量見込み〕

現行程度の事業量を見込みます。

児童発達支援事業の事業量見込み

区分	単位	実績		見込み		
		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
児童発達支援事業	利用者(人/月)	0	0	2	3	4
	利用量(人日/月)	0	0	8	12	16
医療型児童発達支援事業	利用者(人/月)	0	0	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0	0	0

〔提供体制の確保策〕

町内に事業所がないため、日常的な利用は難しい状況ですが、近隣市町の事業所と連携し、特に、長期休み期間中などの療育や預かりの機能の確保を図ります。

2 放課後等デイサービス

〔サービス内容〕

放課後等デイサービスは、学校通学中の障がい児に対して、「授業の終了後又は休業日に施設等への通所により、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うサービス」です。

〔事業量見込み〕

現行程度の事業量を見込みます。

放課後等デイサービスの事業量見込み

単位	実績		見込み		
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数(人/月)	0	1	5	8	10
利用量(人日/月)	0	13	50	80	100

〔提供体制の確保策〕

既存事業所での受け入れを促進します。また、近隣市町の事業所と連携し、特別支援学校在学生などの療育や預かりの機能の確保を図ります。

3 保育所等訪問支援

〔サービス内容〕

保育所等訪問支援は、障がいや発達に不安のある子どもが、集団生活の中で安心して過ごせるよう、保護者や保育所等の担当職員に専門的な助言や支援を行う事業です。

〔事業量見込み〕

対象となる子どもと保護者、保育所等の職員を支援するため、必要な際にサービスを提供していきます。

保育所等訪問支援の事業量見込み

単位	実績		見込み		
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数(人/月)	0	0	1	1	2
利用量(人日/月)	0	0	1	1	2

〔提供体制の確保策〕

近隣市町の事業所と連携し、当該事業の提供体制の充実を関係市町とともに働きかけていきます。

4 居宅訪問型児童発達支援

〔サービス内容〕

平成30年度から制度開始となる居宅訪問型児童発達支援は、重症心身障がい児などの重度の障がい児で、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行うサービスです。

〔事業量見込み〕

現時点では、利用者数を想定しにくいため、0とします。

居宅訪問型児童発達支援の事業量見込み

単位	実績		見込み		
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数(人/月)			0	0	0
利用量(人日/月)			0	0	0

〔提供体制の確保策〕

第1期計画中は、利用者数0ですが、近隣市町の事業所と連携し、当該事業の提供体制の確保を関係市町とともに働きかけていきます。

5 障害児相談支援

〔サービス内容〕

通所サービスを利用するすべての障がい児を対象に、相談支援専門員がケアプランを作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います（入所の相談は児童相談所で行います）。

〔事業量見込み〕

現行程度の事業量を見込みます。

障がい児相談支援の事業量見込み

単位	実績		見込み		
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
実利用者 (人)	0	0	7	11	14

〔提供体制の確保策〕

相談機関と連絡・調整を密にとりながら、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりを促進します。

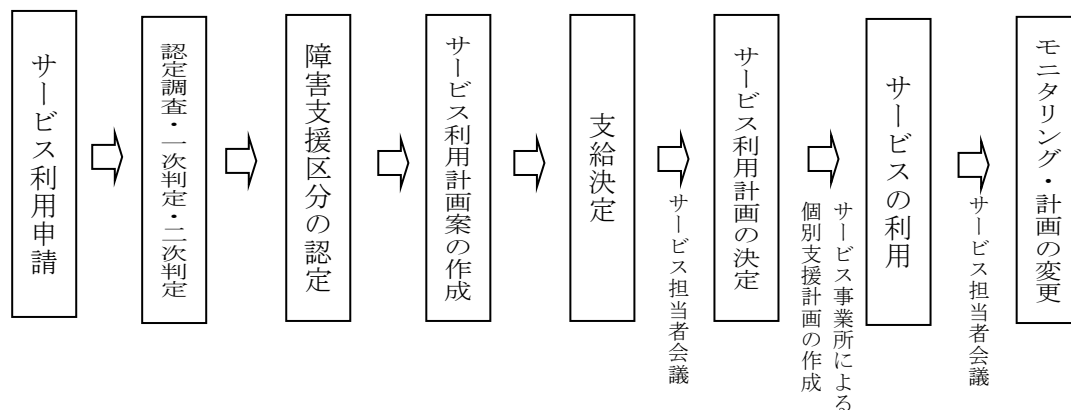
第5編 計画推進に向けて

第1章 適切なケアマネジメントの実施

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と児童福祉法に基づく障がい児通所支援（児童発達支援事業等）の利用にあたっては、「支給決定」の前段階で、「サービス利用計画」（ケアプラン）を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行ないます。各サービス提供事業所は、この「サービス利用計画」（ケアプラン）をもとに、自事業所での一人ひとりの「個別支援計画」を作成し、支援を行っていきます。

正確・公平な障がい支援区分の認定と支給決定、障がい者一人ひとりのニーズに基づく適切なケアマネジメントが展開できるよう、認定調査員や審査会委員、相談支援専門員などの知識・技術の向上を図るとともに、きめ細かなサービス担当者会議の実施を働きかけていきます。また、こうしたしくみについて、町内の障がい者や家族などへの周知に努めていきます。

サービスの利用申請から利用・モニタリングまでの概略



第2章 地域自立支援協議会の円滑な運営

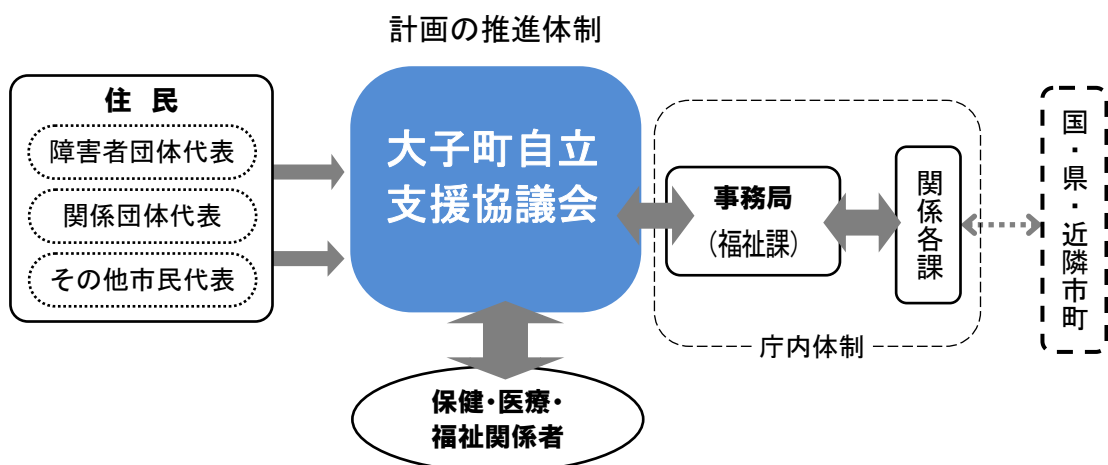
障がい者の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、指定相談支援などを通じた効果的なケアマネジメントの推進が欠かせません。そのためには、町、指定相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者が支援ネットワークを構築していくことが重要です。

障がい者総合支援サービスに関するこうした支援ネットワーク構築の中核的役割を果たす機関として大子町自立支援協議会を円滑に運営し、圏域全体で連携しながら、部会等の設置により、各事業所からの意見を反映し、活動を推進します。また、個別課題や施策の検討、その他連絡・調整等も行っていきます。

第3章 計画の適切な進行管理

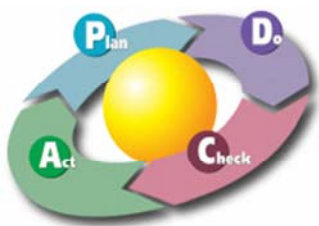
第3次大子町障がい者基本計画は、本町の障がい者施策の指針であることから、適切な進行管理に努めるとともに、国の障がい者制度改革の動向にあわせ、必要に応じ適宜見直しを図っていきます。

第5期障がい福祉計画および第1期障がい児福祉計画については、障がい福祉サービスの見込み量等を定める計画であることから、各年度において、サービスの見込量のほか、障がい者の地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等の状況を点検し、大子町自立支援協議会などで改善策を検討しながら、必要に応じて所要の対策を実施します。



また、本計画はPDCAサイクルに基づき進行管理を行い、大子町自立支援協議会で、時期を定めて計画の進捗状況の報告及び評価を行い、随時、施策の見直しに努めます。

PDCA サイクル



計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する
改善 (Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする

- ・計画の進捗管理 ⇒ 進捗上、課題がある場合は、事務局及び関連機関への協力要請等、適切な支援を手配します。
- ・実行の支援・助言⇒ 計画の実行にあたり、協議会のネットワークを生かし、実行の支援・助言を行います。
- ・実施事項の評価 ⇒ 実施の有無の結果確認だけでなく、その実施により成果が出ているかについても評価を行います。
- ・柔軟な改善対応 ⇒ 計画策定時には、予期しなかった状況にもなりえます。その時点のニーズに基づき、柔軟に見直し、改善を図ります。

第4章 施策推進のための体制強化

県や近隣市町、関係機関等と連携しながら、障がい者施策を推進していく上で不可欠な保健・医療・福祉に関わる各種資格者、専門従事者等の計画的な養成と確保に努めます。また、分野・組織を超えた合同研修会・交流会の開催などを通じて、障がい者に関わる専門従事者間の連携の強化を図ります。

また、計画の着実な実施に向けて、町財政における自主財源の確保に努めるとともに、国や県に対し各種財政措置の充実を要請していきます。

參考資料

1 計画策定の経過

日程	会議等	議題等
平成 29 年 8 月 17 日	第 1 回大子町 自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスの利用状況について ・「第3次大子町障がい者基本計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」の策定について ・アンケート調査票（案）の内容確認等
平成 29 年 10 月 24 日	障害者福祉事業 所・団体等ヒア リング	<ul style="list-style-type: none"> ・大子町内の障害者福祉事業所・団体等へのヒアリング
平成 29 年 10 月 31 日	第 2 回大子町 自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱について ・委員長及び副委員長の選出について ・アンケート結果について ・事務所ヒアリング報告について ・第2次大子町障がい者基本計画・第3次大子町障がい福祉計画の進捗状況について
平成 29 年 12 月 21 日	第 3 回大子町 自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の大子町自立支援協議会の活動方針（案）について ・障害福祉サービス等の提供量第4期計画に対する実績について ・地域生活支援事業の見込量に対する実績について ・現状の課題と今後取り組む方向性について ・第3次大子町障がい者基本計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（骨子案）について ・第3次大子町障がい者基本計画施策体系（案）について ・第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画の成果目標について
平成 30 年 2 月 8 日	第 4 回大子町 自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次大子町障がい者基本計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい福祉計画（素案）について
平成 30 年 3 月 22 日	第 5 回大子町 自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次大子町障がい者基本計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい福祉計画の承認について

2 大子町地域自立支援協議会設置要綱

○大子町地域自立支援協議会設置要綱

平成20年3月17日

告示第20号

改正 平成25年3月29日告示第22号

平成28年3月28日告示第12—11号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第87条の規定により定められた指針に基づき、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす協議の場として、大子町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（平25告示22・一部改正）

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 相談支援事業の運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 大子町障害者計画及び大子町障害福祉計画の策定に係る情報の収集、調査及び検討に関すること。
- (6) 障害を理由とする差別に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項に関すること。

（平28告示12—11・一部改正）

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害者相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 雇用・就労関係者
- (6) 障害者関係団体の代表者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

5 会長は、個別事例を検討するため、必要に応じて実務担当者による会議を開催することができる。

(守秘義務)

第7条 委員等は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年告示第22号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年告示第12—11号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(大子町障害者福祉施策推進協議会設置要項の廃止)

2 大子町障害者福祉施策推進協議会設置要項(平成14年大子町告示第50号)は、廃止する。

第3次太子町障がい者基本計画
第5期太子町障がい福祉計画
第1期太子町障がい児福祉計画

発行日：平成30年3月

発行：太子町

編集：太子町福祉課
太子町大字太子866番地
TEL 0295-72-1117
FAX 0295-72-1167
